## 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、性別に関わらず全ての人の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができ、活力に満ちた社会をつくるため、国を挙げて取り組んでいる大きな目標の一つです。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の 我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、国はさまざまな関連法の整備を行い、政策を推進してき ました。

しかし、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや女性が多く参画している分野に偏りがあること、DV<sup>※</sup>件数の増加や内容の深刻化など、男女共同参画社会の実現を阻害する要因が今もなお残っています。また、人々の暮らしや働き方に対する意識の変化、少子高齢化の進展、経済のグローバル化など私たちを取り巻く環境は多様な変化を続けています。

このような中、本市では「一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち おごおり」を将来像に掲げ取り組んできた「第2次小郡市男女共同参画計画」が令和5年度で終了します。これまで進めてきた取組みや社会環境の変化を踏まえ、次の時代に対応した「第3次小郡市男女共同参画計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は以下の法律に規定する各計画として位置付けます。

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村 推進計画
- ●本計画の策定にあたっては、国や福岡県の関連計画を踏まえた上で、第6次小郡市総合振興計画との整合性を図っています。

<sup>※</sup>DV:ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略であり、配偶者等(婚姻関係や配偶者、恋人など親密な関係にある、またはあった者)から振るわれる暴力のこと。

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、令和10年度に全体の施策を見直します。また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		令和15年度
【前回計画期間】									
	第3次小郡市男女共同参画計画【本計画期間】								
						計画の 見直し			
毎年度庁内にて施策の実施状況を調査									

